

環境省所管独立行政法人の業務実績評価基準

平成 27 年 7 月 14 日
環境省総合環境政策局長決定
平成 29 年 7 月 14 日 改正
令和 7 年 2 月 12 日 改正
環境省総合環境政策統括官決定

I. 趣旨

本基準は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日 総務大臣決定。以下「独法評価指針」という。）に基づき、環境省所管の独立行政法人（独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）をいう。）の評価を実施するに当たっての評価基準を定めるものである。

II. 独立行政法人環境再生保全機構

1. 本基準の適用範囲

- (1) 年度評価（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第32条第1項第1号）

各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価

- (2) 見込評価（通則法第32条第1項第2号）

中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価

- (3) 期間実績評価（通則法第32条第1項第3号）

中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価

2. 評価体制

政策実施機関としての機構の業務の実績の評価に当たっては、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、大臣官房総合環境政策統括官グループ（大臣官房総合政策課）が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室で評価結果を点検する。

3. 各評価の目的・趣旨・基本方針

原則、独法評価指針Ⅱ－3により行うものとする。

4. 自己評価結果の活用等

原則、独法評価指針Ⅱ－4により行うものとする。

5. 評価単位の設定

原則、独法評価指針Ⅱ－5により行うものとする。

6. 評価の方法等

原則、独法評価指針Ⅱ－6により行うものとする。

7. 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：機構の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：機構の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

エ 「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。

その際、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一である場合は、目標が達成された状態であること及び自己評価による「B」とする根拠の分析が妥当であることが明らかであればよいことから、評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、主務大臣と機構とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

イ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げること認

ないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることにについて考慮する。

その際、上記イに基づく「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記イに基づく「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記イに基づく「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げることを認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。また、定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上120%未満である場合（これに相当する達成水準である場合を含む。）であって、評価の時点において当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合には、上記イにおける、困難度が高いと設定されていなかった場合の評定である「B」とする。

エ 最上級の評定「S」を付す場合には、機構の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- ・ 機構の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要度及び困難度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

オ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方

策を記述する。

カ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

キ 各業務に対し評価を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を達成していると認められる状態とする。

② 総合評価

総合評価は、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価に基づき、評価による評価を付して行う。

総合評価を行うに当たっては、項目別評価を基礎とし、政策上の要請等、全体評価に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

なぜその評価に至ったのかについての過程が明らかになるよう、項目別評価に基づき総合評価を付すまでの過程を、あらかじめ明らかにするものとする。

その際、各項目について設定された重要度を考慮するものとする。

i 記述による全体評価

記述による全体評価は、項目別評価を踏まえ、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評価の総括

- ・ 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策

特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。

- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

イ 全体評価に影響を与える事象

- ・ 機構全体の信用を失墜させる事象など、機構全体の評価に影響を与える事象
- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1（2）の「法人全体を総括する章」において記載される機構のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
- ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

ウ その他特記事項

ii 評価による評価

ア 評価による評価は、項目別評価及び記述による全体評価を総合的に勘案して行う。

イ 評価は、S、A、B、C、Dの5段階の評価を付すことにより行うものとする。

ウ 各評価項目の業務実績と評価区分の関係は、以下のとおりとする。

S：機構の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：機構の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii 総合評価の留意事項

ア あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評価において十分に考慮するものとする。

イ 機構全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評価を基礎とした場合の評価から更に引下げを行うものとする。特に、機構組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評価にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評価を行うことは不可とする。

ウ 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評価を行った場合には、他の項目別評価にかかわらず「A」以上の評価を行うことは不可とする。

(2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

① 項目別評価

i 評価区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評価を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

ウ 各評価項目の業務実績と評価区分の関係は、以下のとおりとする。

S：機構の業績向上努力により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期目標値が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：機構の業績向上努力により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期目標値が120%以上、又は定量的指標の対中期目標値が100%以上で、かつ中期目標において困難度

が「高」とされている場合)。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標の対中期目標値が 100%以上）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標の対中期目標値が 80%以上 100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標の対中期目標値が 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

エ 「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのか根拠を明確に記載する。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることに
ついて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げることを認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点におい

て、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評価を一段階引き上げることにについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることにについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることにについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評価を一段階引き上げることを認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることにについて考慮する。

評価を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。また、定量的指標の対中期目標値が 100%以上 120%未満である場合（これに相当する達成水準である場合を含む。）であって、評価の時点において当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合には、上記 i における、困難度が高いと設定されていなかった場合の評価である「B」とする。

エ 最上級の評価「S」を付す場合には、機構の実績が最上級の評価にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として

- ・ 機構の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要度及び困難度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

オ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方針を記述する。

カ 各業務に対し評価を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を十分に達成し、機構としての役割を果たしている状態とする。

キ 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績の見込みと中期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅な乖

離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

なお、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

ク 評価にあわせ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評価

総合評価は、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価に基づき、機構全体の業務実績に対し評語を付して行う。

総合評価を行うに当たっては、項目別評価を基礎とし、政策上の要請等、全体評価に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

総合評価の過程が明らかになるよう、項目別評価に基づき総合評価を付すまでの過程を、あらかじめ明らかにするものとする。

i 記述による全体評価

記述による全体評価は、項目別評価の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評価の総括

- ・ 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

イ 全体評価に影響を与える事象

- ・ 機構全体の信用を失墜させる事象など、機構全体の評価に影響を与える事象
- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1（2）の「法人全体を総括する章」において記載される機構のミッション、役割の達成の状況
- ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

ウ その他特記事項

ii 評語による評価

ア 評語による評価は、項目別評価及び記述による全体評価を総合的に勘案して行う。

イ 評価は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

ウ 評語による評価を行う際には、各項目の重要度を考慮する。

エ 各評価項目の業務実績と評価区分の関係は、以下のとおりとする。

S：機構の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を

量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：機構の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii 総合評価の留意事項

ア 見込評価においては、評価の他、以下の事項を記載する。

- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策
- ・ 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

イ 期間実績評価においては、評価のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項

ウ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評価において十分に考慮するものとする。

エ 機構全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評価を基礎とした場合の評価から更に引下げを行うものとする。特に、機構組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評価にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評価を行うことは不可とする。

オ 中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評価を行った場合には、他の項目別評価にかかわらず「A」以上の評価を行うことは不可とする。

カ 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、総合評価の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

8. 評価書の作成

評価書の様式については、別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成するものとし、記載内容については、独法評価指針Ⅱ－8に定める内容によるものとする。

9. その他

- (1) 機構は、毎年6月末までに前年度の業務実績報告書、財務諸表等を提出する。
- (2) 機構は、業務の実績報告において、事項別評価及び業務の実績の全体の評価が的

確に行えるよう、外部評価報告書などの根拠となるデータを示しつつ、明確かつ具体的に報告するよう努める。

- (3) 独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第3号及び第4号並びに第13号に規定する業務については、各主務省庁で連携して評価を行うものとする。

Ⅲ. 国立研究開発法人国立環境研究所

1. 本基準の適用範囲

- (1) 年度評価（通則法第35条の6第1項第1号）
各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価
- (2) 見込評価（通則法第35条の6第1項第2号）
中長期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中長期目標期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績の評価
- (3) 期間実績評価（通則法第35条の6第1項第3号）
中長期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中長期目標の期間における業務の実績に関する評価
- (4) 中長期目標期間中間評価（通則法第35条の6第2項）
中長期目標期間の途中において通則法第21条の2第1項ただし書で定める法人の長の任期が終了する場合の、当該任期の末日を含む事業年度末までの期間（中間期間）における業務の実績の評価

2. 評価の重点

- (1) 国立研究開発法人の評価の第一目的
「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現につながるよう、評価を行う。
- (2) 国立研究開発法人評価の重点
個々の「研究開発課題（事業）」については、研究所においても、また、重要度等に応じて国の関与の下でも、高度な専門的知見・経験等を踏まえた研究開発評価（「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日 内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）を踏まえた評価）が行われている。
このことを踏まえ、環境大臣（以下「大臣」という。）による評価においては、個別具体的な事業、取組等についてこれらの評価結果を適切に活用した上で、「法人としての研究開発成果の最大化」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」について重点的に評価を行う。

3. 評価体制

(1) 評価を行う部署

研究所の業務の実績の評価に当たっては、研究開発成果の最大化に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、大臣官房総合環境政策統括官グループ（大臣官房総合政策課環境研究技術室）が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室で評価結果を点検する。

(2) 研究開発に関する審議会

環境省国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は、通則法第35条の4第4項に基づく「研究開発に関する審議会」として、研究開発の専門性等に鑑み、国立研究開発法人のみに制度的に位置付けられている審議会であり、大臣が研究所の中長期目標の策定及び評価の実施に際して重要な役割を果たすことが期待されている。

審議会は、大臣が研究所から提出された自己評価書等を基に、年度評価、見込評価、中長期目標期間実績評価、中長期目標期間中間評価及び中長期目標の期間の終了時の検討を行うに際して、研究開発に係る事務及び事業に関する事項等について、第三者の立場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行う。その際、中長期目標・中長期計画の策定時に大臣、研究所理事長（以下「理事長」という。）とともに確認した評価軸等を活用しながら、自己評価書の正当性・妥当性、理事長のマネジメントの在り方等についても確認し、研究所の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行う。

また、研究所の目標の策定、評価に関して密接不可分な事項（制度運用に関するものなど）についても検討するなど、研究所の機能強化に向けて積極的に貢献する。

4. 各評価の目的・趣旨・基本方針

原則、独法評価指針Ⅲ－3により行うものとする。

5. 自己評価結果の活用等

原則、独法評価指針Ⅲ－4により行うものとする。

6. 評価単位の設定

原則、独法評価指針Ⅲ－5により行うものとする。

7. 評価の方法等

原則、独法評価指針Ⅲ－6により行うものとする。

8. 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

・ 研究開発に係る事務及び事業

各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

・ 研究開発に係る事務及び事業以外

機構の規定を準用する。この場合において、「中期目標」を「中長期目標」と、「中期計画」を「中長期計画」と読み替えることとする。

ii 項目別評定の留意事項

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、研究所の業務運営の改善に資する助言等についても付言する。

その際、自己評価が「B」であって、かつ大臣による評価に基づく評語も同一である場合は、目標が達成された状態であること及び自己評価による「B」とする根拠の分析が妥当であることが明らかであればよいことから、評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、大臣と研究所とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げること
を考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわ
しいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点にお
いて、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認
められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引
き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するもの
とする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、
当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮
の対象とはしない。

エ 研究所のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用
いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・
中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評定に反映する。

オ 評定は、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等に応じて、目標策定
時に多角的に設定された評価軸に関して必要に応じて重み付けを行い、外部
の専門的な知見・見識も踏まえて総合的な勘案により行うものであるが、そ
の際、どのような理由で何に重み付けを行い、それを踏まえてどのような判
断により評定に至ったかの理由を、分かりやすい形で目標の内容に応じて定
量的・定性的な観点から明確に記述する。

カ 評定区分は上記① i のとおりであるが、具体的には、

- ・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に
関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な意義
と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆

す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、
「世界最高の水準の達成」など

- ・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など
- ・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など
- ・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」など

が想定される。

また、

- ・ A評定の判断としては、S評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
- ・ B評定の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
- ・ C評定の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
- ・ D評定の判断としては、抜本的見直しを含め特段の工夫・改善の必要性が認められる場合が想定される。

キ 年度評価においては、例えば、成果創出に向けた進捗の早期化や成果実現の確度の向上などが明らかになった場合には、これらを加味した評価を行うことに留意する。

ク 大臣は、研究所の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、研究所の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ケ 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、研究所の実績等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述するものとする。

コ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述す

る。なお、具体的かつ明確な問題点が明らかになった場合には、研究所に対し、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

サ 目標策定の妥当性に留意し、目標の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

シ 期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

ス 各評価項目に対し評価を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を達成していると認められる状態とする。

② 総合評価

総合評価は、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価を踏まえ、評語による評価を付して行う。

総合評価を行うに当たっては、研究所のミッション及び政策上の要請等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」、「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、研究所の業務全体に係る総合評価を行う。

i 記述による全体評価

ア その評価に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、研究所の業務運営の改善に資する助言等を付言する。

イ また、記述による全体評価は、項目別評価も踏まえ、総合的な視点から以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

- ・ 項目別評価の総括
 - a 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要
 - b 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - c 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。
 - d 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
- ・ 全体評価に影響を与える事象
 - a 研究所全体の信用を失墜させる事象など、研究所全体の評価に影響を与える事象
 - b 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの２（２）の「法人全体を総括する章」において記載される研究所のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
 - c 中長期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

- ・ その他特記事項

- ii 評語による評定

- ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

- イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

- ウ 各評価項目と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

- S：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

- A：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

- B：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

- C：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

- D：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

- iii 総合評定の留意事項

- ア 「法人全体としての研究開発成果の最大化」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、研究所の業務全体に係る総合評定を行う。

- イ 研究所のミッション等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から研究所の業務全体について総合的に評価する。

- ウ 大臣は、研究所の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者

として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、研究所の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

エ 研究所全体として期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

オ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評価において十分に考慮するものとする。

カ 研究所全体の信用を失墜させる事象について、研究所組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評価にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評価を行うことは不可とする。

キ 「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について、組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評価を行った場合には、他の項目別評価にかかわらず「A」以上の評価を行うことは不可とする。

(2) 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）

① 項目別評価

i 評価区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

・ 研究開発に係る事務及び事業

各評価項目の評価区分の関係は、以下のとおりとする。

S：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究

開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

・ 研究開発に係る事務及び事業以外

機構の規定を準用する。この場合において、「中期目標」を「中長期目標」と、「中期計画」を「中長期計画」と読み替えることとする。

ii 項目別評価の留意事項

ア その評価に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、研究所の業務運営の改善に資する助言等についても付言する。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評価を一段階引き上げることにについて考慮する。ただし、評価を引き上げる場合は、評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評価を一段階引き上げることにについて考慮する。

評価を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。

エ 研究所のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評価に反映する。

オ 評価は、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等に応じて、目標策定時に多角的に設定された評価軸に関して必要に応じて重み付けを行い、外部の専門的な知見・見識も踏まえて総合的な勘案により行うものであるが、その際、どのような理由で何に重み付けを行い、それを踏まえてどのような判断により評価に至ったかの理由を、分かりやすい形で目標の内容に応じて定量的・定性的な観点から明確に記述する。

カ 評定区分は上記① i のとおりであるが、具体的には、

- ・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、最上級の S 評定としては、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など
- ・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級の S 評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など
- ・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級の S 評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など
- ・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、最上級の S 評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」などが

想定される。

また、

- ・ A 評定の判断としては、S 評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
- ・ B 評定の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
- ・ C 評定の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
- ・ D 評定の判断としては、抜本的見直しを含め特段の工夫・改善の必要性が認められる場合が想定される。

キ 大臣は、研究所の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、研究所の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ク 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、研究所の実績等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述するものとする。

ケ 「C」及び「D」を付す場合は、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な指摘、助言、警告等を行う。

コ 目標策定の妥当性に留意し、目標の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

サ 期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

シ 各評価項目に対し評価を行うための具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を十分に達成し、研究所としての役割を果たしている状態とする。

ス 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中長期目標期間終了時の業務実績の見込みと中長期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

なお、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

セ 評価にあわせ、次期中長期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

ソ 中長期目標期間中間評価においては、評価にあわせ、中長期目標期間終了時までの業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評価

総合評価は、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価を踏まえ、研究所全体の業務実績等に対し評語を付して行う。

総合評価を行うに当たっては、研究所のミッション及び政策上の要請等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、研究所の業務全体に係る総合評価を行う。

i 記述による全体評価

ア 評価に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、研究所全体の業務運営の改善に資する助言等を付言する。

イ また、記述による全体評価は、以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

・ 項目別評価の総括

a 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要

- b 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - c 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
 - d 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
 - ・ 全体評価に影響を与える事象
 - a 研究所全体の信用を失墜させる事象など、研究所全体の評価に影響を与える事象
 - b 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの２（２）の「法人全体を総括する章」において記載される研究所のミッション、役割の達成の状況
 - c 中長期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）
 - ・ その他特記事項
- ii 評語による評価
- ア 評語による評価は、項目別評価及び記述による全体評価を総合的に勘案して行う。
- イ 評価は、S、A、B、C、Dの５段階の評語を付すことにより行うものとする。
- ウ 各評価項目と評価区分の関係は、以下のとおりとする。
- S：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：研究所の目的・業務、中長期目標等に照らし、研究所の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成

果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア 「法人全体としての研究開発成果の最大化」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、研究所の業務全体に係る総合評定を行う。

イ 研究所のミッション等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から、研究所の業務全体について総合的に評価する。

ウ 大臣は、研究所の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、研究所の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

エ 研究所全体として期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

オ 見込評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中長期目標策定に関する留意事項
- ・ 次期中長期目標期間に係る予算要求に関する留意事項

カ 期間実績評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中長期目標の変更等の対応が必要な事項

キ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。

ク 研究所全体の信用を失墜させる事象について、研究所組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

ケ 「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評価を行った場合には、他の項目別評定にかかわら

ず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

- コ 見込評価においては、評価単位の設定、評価軸、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

9. 評価書の作成

評価書の様式については、別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成するものとし、記載内容については、独法評価指針Ⅲ－8に定める内容によるものとする。

10. その他

- (1) 研究所は、毎年度6月末までに前年度の業務実績報告書、財務諸表等を提出する。
- (2) 研究所は、業務の実績報告において、事項別評価及び業務の実績の全体の評価が的確に行えるよう、外部評価報告書などの根拠となるデータを示しつつ、明確かつ具体的に報告するよう努める。